

中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について

中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の検査の結果及び所見に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

1 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

○国は中心市街地活性化本部を設置して8府省庁で支援措置を整備し、市町村は中活課室等の設置等により実施体制を充実させている。一方、バリアフリー化、大店立地法の特例措置、中活ソフト特別交付税に係る国、都道府県、市町村等における連携等が不十分となっている。

所見:市町村に対して、国、都道府県、市町村等の関係部局間における連携等を綿密に行うことの重要性の明確化。国としてそれらを実施するための体制の整備充実に努めること

○国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）しているが、90市134計画のうち、認定基本計画期間が終了した74市80計画について、認定基本計画期間終了時に76計画では一部ハード事業が未完了、53計画ではソフト事業（主要事業）が一部未継続となっている。

○90市のうち、店舗面積1万㎡以上の大型店の面積が中心市街地外に増加していたのは、多重制限未実施市78市で30%、多重制限実施市12市で16%、店舗面積5千㎡以上の大型店の面積が同区域内に増加していたのは、特例措置活用市25市で32%、特例措置未活用市65市では16%、広域的な商業機能の維持等のための条例等を定めていたのは9道県となっている。

○74市80計画239指標のうち、70%が目標値未達成、このうち67%が基準値未達成。他計画の効果を含まず目標値を算定しているのが16市18計画、定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点で目標達成が困難であるとされた50指標のうち認定基本計画の見直し未実施が26指標、最終フォローアップ後の実績値の測定、評価の未実施が43指標となっている。

所見:市町村に対して、事業が円滑に実施できるよう、利害関係者間で協議等を十分に行うことを周知徹底、認定基本計画終了後も認定事業を継続すること、大型店の立地の抑制や誘導のために留意事項を明確に示すこと。PDCAサイクルの運用が可能な指標の設定等に努めること、評価結果に応じて事業の追加等を含めた認定基本計画の変更等を実施することを周知徹底すること。都道府県に対して、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

2 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

○18年度から28年度までの支援措置1,063措置のうち619措置が未活用となっている。支援措置の活用のための情報提供、留意事項の周知が不十分となっている。

○認定基本計画の実施の効果として、活性化関連一般指標が増加（上昇）しているのは10市から39市であり、増加（上昇）している市は区々となっている。特定の指標だけで中心市街地の活性化を評価するのは困難となっている。都市機能増進と経済活力向上をバランス良く推進しているのが6市、認定基本計画実施の効果が限定的となっているのが24市となっている。

○最終評価で「活性化が図られた」とする24市が目標値未達成となっており、このうち9市が基準値未達成となっている。

所見:市町村に対して、各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと。中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むこと、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと